

新制度未移行幼稚園における  
「副食材料費実費徴収に係る補足給付事業」の実施について

こ ども 未 来 部  
保 育 ・ 幼 稚 園 課

# 1 幼児教育・保育の無償化（令和元年10月実施）の対象者・対象範囲等

2

対象者	無償化対象範囲等	備考
<p style="text-align: center;"><b>3歳～5歳</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     保育の必要性の認定を受けた子ども                 </div> <p style="text-align: center;">【2号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共働き家庭</li> <li>・シングルで働いている家庭など</li> </ul>	<p>幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業</p> <hr/> <p>幼稚園の預かり保育</p> <hr/> <p>認可外保育施設                      （都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。但し、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける）（注2）</p> <hr/> <p>一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（注2）</p>	<p>利用料を無償化                      （幼稚園は月額2.57万円まで）</p> <hr/> <p>幼稚園利用に加え、月額1.13万円までの範囲で無償化（注1）</p> <hr/> <p>月額3.7万円までの範囲で無償化（注3）</p>
<p style="text-align: center;"><b>3歳～5歳</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     上欄以外の子ども                 </div> <p style="text-align: center;">【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専業主婦(夫)家庭など</li> </ul>	<p>幼稚園、認定こども園</p>	<p>月額2.57万円までの範囲で無償化</p>
<p style="text-align: center;"><b>0歳～2歳</b></p>	<p>住民税非課税世帯に属し、保育の必要性の認定を受けた子ども（3号認定子ども）に限り、3歳から5歳児までと同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、認可外保育施設等の利用は、月額4.2万円まで無償。</p>	

- ・（注1） 幼稚園の預かり保育を利用している場合、幼稚園保育料無償化上限額（2.57万円）と合わせると月額3.7万円まで無償となる。
- ・（注2） 認可外保育施設等を利用する場合、対象者は保育の必要性があると認定された子どもであって、かつ、認可保育所や認定こども園を利用していない子どもとする。
- ・（注3） 認可外保育施設等の利用料は、基本的に自由価格となっていることを踏まえ、利用者間の公平性の観点から、無償化措置に一定の上限を設ける。

## 2 副食材料費の取扱いについて

\*令和元年5月30日 内閣府 幼児教育・保育無償化に関する都道府県説明会資料 抜粋

3

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（平成30年5月）（抜粋）

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。

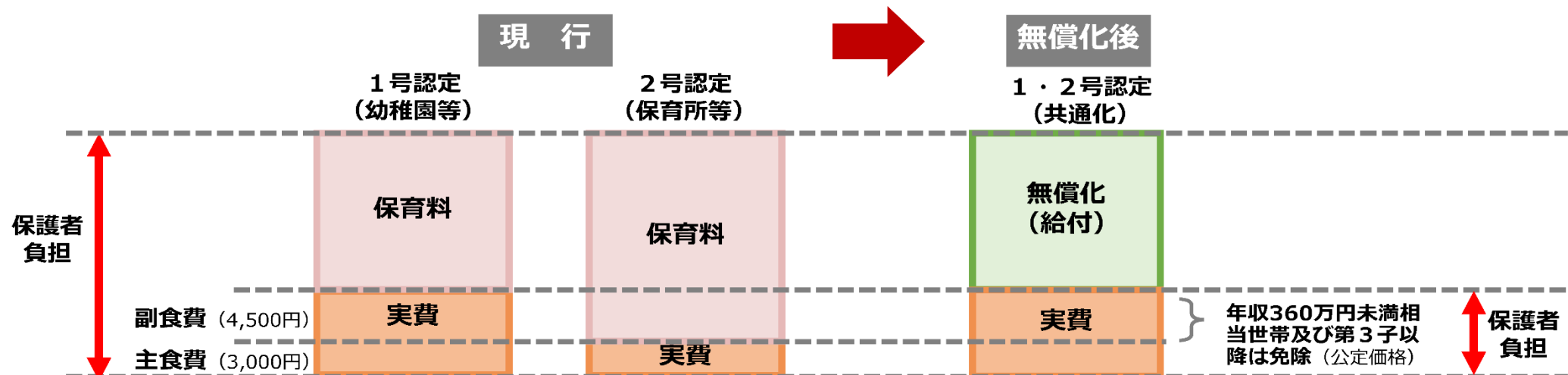
なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

### (1) 基本的な考え方

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 教育・保育給付第1号認定子ども、第2号認定子どもの主食費・副食費については、施設による徴収（現在の主食費と同様）とする。
- 第2号認定子どもの副食費については、これまで利用者負担分（保育料）に含まれていたことから、認定保護者の負担方法は変わるものの、保護者が負担すること自体は、これまでと変わらない。
- 第3号認定子どもは、幼児教育・保育の無償化が市町村税世帯非課税の場合に限定されるため、現行の取扱いを継続する。

\*3号認定子ども 保育の必要性の認定を受けた3歳未満子ども



### 3 副食材料費の保護者負担免除の取扱いについて

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、「副食材料費（※1）」の保護者負担免除の取扱いが、子ども・子育て支援新制度移行幼稚園等と新制度未移行幼稚園とで異なるものとなる。

対象者	区分	取 扱	備 考
<b>&lt;新制度移行施設&gt;</b> 保育所、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業の1号・2号認定の子ども  ※新制度移行施設：主に人件費と管理費を国、県、市が負担。保育料は市が決めた額を園が徴収し運営。	年収360万円未満相当世帯及び第3子（※2）以降の子ども	保護者負担免除（月額4,500円）	法定事項
	上記以外の子ども	保護者負担（園による実費徴収）	法定事項
<b>&lt;新制度未移行施設&gt;</b> 幼稚園利用の子ども  ※新制度未移行施設：県からの私学助成金と、園が決めた保育料で運営。	年収360万円未満相当世帯及び第3子（※2）以降の子ども	<b>「地域子ども・子育て支援事業」の実費徴収に係る補足給付事業（国等の交付金事業）により月額4,500円を上限に保護者負担免除（※3）</b>	<b>市の決定事項</b>
		上記によらない場合は、保護者負担（園による実費徴収）	
	上記以外の子ども	保護者負担（園による実費徴収）	

※1 主食費、人件費、光熱水費等は除く。（ミルク、おやつを含む。）

※2 第3子以降のカウント方法は、施設により異なる。

※3 園において給食を実施している場合が対象。（外部搬入も対象。）

## 4 新制度未移行幼稚園に係る保護者負担免除の取扱いについて

5

新制度移行の保育所、認定こども園、幼稚園等の負担免除者との公平の観点から、新制度に移行していない幼稚園の同条件利用者についても副食材料費実費徴収に係る補足給付事業（国等の交付金事業）として月額4,500円を上限に支援を行うこととする。

## 5 事業費の見込み（令和元年度）

（単位：千円）

事業費	財源			備考
	国（1/3）	県（1/3）	市（1/3）	
13,500	4,500	4,500	4,500	対象者約500人（市内対象園16園）×上限額4,500円×6月

※令和2年度以降の市負担額は約9,000千円

※【参考】新制度移行幼稚園等の負担免除分（副食費加算分）について、令和元年度は全額国が負担。  
令和2年度以降の市負担額は、約5,500千円（国1/2、県1/4、市1/4の割合 対象者約470人）

## 6 今後のスケジュール

年月日	内容
令和元年7月17日	部長会議
令和元年7月22日	政策説明会
9月市議会定例会	補正予算議案提出
令和元年8月下旬～	幼稚園及び園児保護者への周知、申請書類の配付・取りまとめ
令和元年10月1日～	事業実施 ※実施方法（給付方法等）は検討中